

# 青谷弥生人 2 体目復顔像の名前募集実施要項

## 1 目的

青谷かみじち史跡公園の開園を機に公開した 2 体目復顔像の名前を公募し、名付けを行うことで、「青谷上寺朗」同様、青谷弥生人に愛着を持っていただくとともに、弥生時代や青谷上寺地遺跡への理解と関心を深めていただくきっかけとする。

## 2 名付けの対象

紀元 2 世紀（約 1800 年前）に、青谷上寺地遺跡に暮らしていた少年（10 代前半の男性）の復顔像。

## 3 募集する名前のコンセプト

- （1）青谷上寺地遺跡に暮らしていた少年としてふさわしい名前。
- （2）1 体目の復顔像「青谷上寺朗」の隣に並べて展示する上で違和感のない名前。

## 4 応募要領

- （1）応募資格  
鳥取県内外を問わず、どなたでも応募可
- （2）応募内容
  - ・コンセプトに合う、親しみやすい名前を募集します。
  - ・自作かつ未発表で、第三者の権利を侵害しない作品に限ります。著作権のあるキャラクター等がイメージされるようなフレーズはご遠慮ください。

### （3）応募方法

応募は**一人一点限り**です。

青谷かみじち史跡公園展示ガイダンス施設「YAYOINE（やよいーね）」設置の応募箱への投函、郵送又は「とっとり電子申請サービス」により応募してください。応募箱への投函及び郵送の場合は、応募用紙（チラシ裏面）又は下記項目をもれなく記載した書面（任意様式）により応募してください。

- ① 2 体目復顔像の名前（ふりがな）
- ② 名付けの理由・意味など（最大100文字程度）
- ③ 氏名（ふりがな）、年齢、郵便番号、住所、電話番号

### （4）募集期間

令和 6 年 4 月 27 日（土）から令和 6 年 6 月 30 日（日）まで

### （5）応募場所・お問合せ先

〒689-0534 鳥取市青谷町吉川17番地

鳥取県立青谷かみじち史跡公園「二体目復顔像の名前募集」担当

電話 0857-30-4110 ファクシミリ 0857-30-4115

メール aoya-kamijichi@pref.tottori.lg.jp

## 5 作品選考など

- ① 事務局にて一次審査を実施し（同一名称が複数ある場合はすべてを候補として選出）、候補 10 作品程度を選出します。
- ② 復顔像の名前審査会（仮称）で審査を行い、最優秀賞 1 点と優秀賞 3 点を決定し、最優秀賞作品を名前に採用します。複数の応募がある作品が入賞した場合は、抽選により入賞者を決定します。
- ③ 賞品  
最優秀賞：青谷弥生人も食べていた夏の御馳走！鳥取県産天然岩ガキ「夏輝」  
優秀賞：弥生人の毎日の食卓に欠かせない！鳥取県産星空舞&古代米セット
- ④ 審査結果は入賞者本人に直接通知の上、8 月上旬頃に公表し、ホームページにも掲載します。

## 6 個人情報の取扱い

- (1) 応募作品に係る個人情報については、作品の審査・発表、入賞者の表彰、応募状況の集計・公表（統計的に処理し、個人を特定する情報は含まない）以外の目的で使用することはありません。
- (2) 入賞者の発表の際には、入賞者の住所（都道府県及び市区町村名に限る）、氏名、年齢を公表します。

## 7 注意事項

- ・最優秀作品は青谷かみじち史跡公園のPRに広く利用します。
- ・最優秀作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、鳥取県に帰属します。応募者は応募作品に関し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととします。
- ・応募にかかる一切の費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
- ・郵送中の作品の紛失については、責任を負いません。
- ・入賞作品が既に発表されているものと同じ、あるいは類似していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても採択を取り消すことがあります。
- ・応募作品について、第三者からの権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、受賞者は自己責任において解決を図るものとし、鳥取県は一切の責任を負いません。
- ・応募をもって、この募集要項に関する全ての事項に同意したものとみなします。